

## 令和6年度 長浜市地域脱炭素化モデル事業 Q&A

NO.	問合せ内容	回答
1	「補助事業型」の場合、どのような事業が対象となりますか？	当市をフィールドに実施される脱炭素関連ビジネスが対象です。主に、新規事業立ち上げのための実証事業等を想定しております。事業開発に伴う費用も補助対象となりますが、 <u>あくまでも継続する事業の実施を前提としたもののみを対象とし、実施の可否を判断する段階に必要な調査事業等は対象外です。</u>
2	「事業提案型」の場合、どのような事業が対象となりますか？	補助事業型と同様に、当市をフィールドに実施される脱炭素関連ビジネスが対象です。長期的な事業計画の中で実践を目指すものを想定しており、補助金の交付はありませんが、市とも相談しながら柔軟に事業開発を行うことができます。
3	「事業提案型」に採択されるとどのようなメリットがありますか？	当市として事業の実施をサポートします。また、必要に応じて当市と連携した事業の実施や当市としての予算化の検討を行います。なお、本事業に採択されたことをもって当市の予算化が確約されたものではありません。
4	「補助事業型」、「事業提案型」は、それぞれ複数の事業について申請できますか。	企画提案は、1事業者につき「補助事業型」は1件、「事業提案型」は3件まで可能です。同一の事業内容で「補助事業型」、「事業提案型」の両方に応募することも可能です。しかし、同一事業の場合、「補助事業型」、「事業提案型」の両方に採択されることはありません。
5	国や県の補助金と併用はできるのか。	「補助事業型」、「事業提案型」ともに当市のモデル事業としては、国や県の補助金等との併用はできますが、対象経費から当該補助金等の額を減じて得た額を補助対象経費とします。
6	年度末にはどのような実績報告が必要ですか。	「補助事業型」の場合には、長浜市地域脱炭素化モデル事業補助金交付要綱第9条に基づき、実績報告を提出してください。また「事業提案型」の場合においても、令和6年度の成果および今後の課題について報告書を提出していただく予定です。詳細については、事業採択後お知らせします。

※その他、質問がある場合には、令和6年5月1日までに以下メールアドレスまで質問書をお送りください。  
 いただいた質問および回答については、とりまとめのうえ、令和6年5月8日頃にHPにて公開します。

市民生活部環境保全課  
 ゼロカーボンシティ推進室  
 kankyou@city.nagahama.lg.jp